

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 2 6 日

観光庁参事官（旅行振興） 御中

国土交通省物流・自動車局旅客課

貸切バスの運賃・料金の見直しに係る周知について（依頼）

貸切バスの運賃・料金については、運転者の担い手不足の解消に向けた待遇改善を実施するため運賃水準の見直しを行うこととなり、本年 11 月 1 日までに順次、新たな運賃・料金が適用されます。

今回の運賃・料金の見直しの趣旨についてご理解いただくとともに、旅行業界に対して周知をお願いいたします。

なお、新たな運賃・料金の適用前までに運送の引受を合意している場合については、契約の締結が適用日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができることとするほか、学校行事として行われる修学旅行等の宿泊を伴う旅行（以下「修学旅行等」という。）については新運賃・料金の実施日以後、令和 9 年 3 月 31 日までに実施される修学旅行等にかかる旅行のバスの手配について学校側と旅行業者との間で旅行を催行する旨の合意がなされている場合であって、かつ、貸切バス事業者と旅行業者との間で契約を締結する際に、貸切バス事業者が当該旅行にかかる運送について従前の運賃・料金を適用することを了承した場合には、引き続き従前の運賃・料金を適用できるようにする特例措置を設けております。

また、本周知と併せまして、価格面だけでなく、安全面に留意して貸切バスを選定いただけるよう作成した「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」につきましても、改めて周知いただきますようお願いいたします。

ご不明点等ございましたら、最寄りの地方運輸局等にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

※「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」については、以下の URL よりご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html